

令和5年11月15日

事業主 様

兵庫県建築健康保険組合

年収の壁・支援強化パッケージにおける被扶養者認定について

1 具体的な取り扱い

令和5年10月20日以降の資格取得時等の新規被扶養者異動届による被扶養者認定について適用します。

別紙、保保発1020 第3号 令和5年10月20日「「年収の壁・支援強化パッケージ」における、社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外及び事業主の証明による被扶養者認定の円滑化の取扱いについて」をご参照ください。

令和5年10月20日以降に新規に被扶養者異動届を提出する場合で、人手不足などにより残業等が増え一時的に収入増となった場合は、就業先の事業主の証明を添付して届出してください。

※「一時的に」とは、おおむね連続する3か月間と考えています。4か月を超えて扶養基準額を上回った場合は恒常的とみなして、原則、被扶養者と認められない場合があります。

扶養基準額は年間130万円、月額108,333円（60歳以上は年間180万円、月額150,000円）

なお、令和5年10月20日以降にすでに届出済みの被扶養者異動届において、該当する者がある場合は就業先の事業主の証明を添付して訂正届を提出してください。

また、令和5年度検認において一旦被扶養者の認定を行ったものの、あらためて収入の再確認が必要であって、令和5年度源泉徴収票や令和5年10月以降の給与明細などの提出をお願いしている場合は、この措置による取り扱いを適用します。

2 令和5年度被扶養者検認の取り扱い

令和5年10月16日を提出期限とした、令和5年度被扶養者確認調書（検認）については適用いたしません。

また、書類不備や添付資料の不足など、何らかの事情で被扶養者確認調書の提出が遅れて令和5年10月20日以降になる場合も、提出期限日までに提出いただいている者との公平性の観点から、この措置を適用しないこととします。

なお、「今回の措置（事業主の証明による被扶養者認定の円滑化）については、あくまでも「一時的な事情」として認定を行うことから、同一の者について原則として連続2回までを上限と

することとされています。さらに、被扶養者の収入確認を年1回実施していることを想定し、「連続2回」すなわち、連続する2年間の各年における収入確認において事業主の証明を用いることができることとしています。」(Q&Aより抜粋)とのことであるため、当面、検認については、令和6年度および令和7年度について適用し、資格取得時をはじめ、新規の被扶養者認定については、令和5年10月20日から令和7年10月19日まで適用することとします。

3 社会保険適用促進手当の標準報酬算定除外について

「社会保険適用促進手当」を支給されている方については、資格取得届、月額変更届、算定基礎届の備考欄に適促手当有と表記していただき、報酬額に算入せずに届出を行ってください。

事業主証明の様式はホームページの「けんぽからのお知らせ」を確認ください